

教育委員会のための  
市町村合併マニュアル

改訂版

平成17年8月

全国都道府県教育長協議会

# 目 次

序	
1	市町村合併の進展とそれへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	都道府県教育委員会の助言・援助等・・・・・・・・・・・・ 1
条例・教育基本方針等について	
1	条例・規則等の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2	教育行政の基本方針等の策定準備・・・・・・・・・・・・・・ 4
3	使用料等の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
組織について	
1	教育委員会組織についての検討・・・・・・・・・・・・・・ 5
2	教育委員、教育長の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3	教育委員会の事務の引継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4	指導主事の配置の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5	社会教育主事の配置の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
6	社会教育委員の委嘱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
7	体育指導委員の委嘱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
8	文化財保護行政の体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
9	審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
合併に伴う事務手続きについて	
1	学校の設置者等変更手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2	へき地級地の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3	登録博物館及び博物館相当施設に関する手続・・・・・・・・ 13
4	文化財関係の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
その他の検討事項について	
1	学校の統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2	通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3	教科書関係事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
4	学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
合併支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22	
スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	

# 序

## 1 市町村合併の進展とそれへの対応

現在、市町村合併が急速に進みつつあります。平成11年4月1日の時点で、3,229あった市町村の数は、本年5月5日時点では、2,376となっており、さらに、平成18年3月末日には1,822になることが見込まれています。このような中で、合併後の新たな街づくりにそれぞれの市町村が取り組んでいます。

教育に関する事務は、市町村の事務の中で重要なものの一つであり、市町村合併にあたっては、地域における教育をいかに充実していくかという観点から、その在り方について十分に検討していく必要があります。合併協議会など合併に関する検討組織に、教育長や教育委員等が参加することも望まれます。

特に、小規模市町村における教育委員会については、その事務体制の整備が従前から課題となっていました。このため各都道府県では、事務組合の設置など教育行政の広域処理を推進してきたところですが、市町村合併は小規模市町村に係る課題を改善するまたとないチャンスであると言えます。合併により市町村の行財政基盤が強化される中で、指導主事など専門的職員を配置するなど教育委員会の事務体制を強化し、充実した教育行政を行えるようにすることが必要です。

## 2 都道府県教育委員会の助言・援助等

合併に向けた各市町村の取り組みに対し、各都道府県は、全県的な教育水準の向上を図る観点から、積極的に助言・援助していくことが期待されます。特に、新しい市町村の立ち上げ段階で支援を行うことは、合併後、市町村が充実した教育を行っていく上で重要であり、指導主事の派遣など人的支援を行っていくことなどが必要です。また、教育事務所の在り方についても、市町村の再編状況に応じて検討していかなければなりません。

各市町村に対する助言・援助にあたっては、予め各市町村に対して合併に伴って必要となる事項を示し、検討・準備を進めるよう促すことも効果的です。

本冊子は、教育委員会の参考に供することを目的として作成されたものであり、都道府県教育委員会においては、本冊子を活用しつつ、市町村教育委員会に対して積極的に助言・援助していくことが望まれます。また、各市町村教育委員会においても、本冊子を参考にし、合併を契機により充実した教育行政を実現することが期待されます。

# 条例・教育基本方針等について

## 1 条例・規則等の制定

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅し、その条例等も失効することから、新たに制定すべき条例等を関係市町村間において協議し、合併後直ちに制定施行ができるよう準備作業をしておく必要があります。

編入合併の場合は、編入される市町村の条例等が失効し、編入する市町村の条例等が適用されることとなります。この場合は、編入をする市町村の条例等、例えば学校設置条例において、新たに加わる学校の名称を追加するなど、関係条例の一部改正等が必要となります。

合併により町村から市になる自治体については、他の市が設けている条例等を参考にすることも一つの方法です。

### 【制定・改正が必要となる条例・規則等の例】

#### (1) 条例

分野	名称
教育委員会の組織 庶務・その他	教育委員会定数条例、職員定数条例、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例
学校教育	学校設置条例、学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、給食センター設置条例
社会教育 体育文化	社会教育委員に関する設置条例、公民館・図書館・博物館・文化センター・体育館等公の施設の設置管理に関する条例、スポーツ振興審議会等に関する条例、文化財保護条例、地方文化財保護審議会条例

#### (2) 規則等

分野	名称
教育委員会の組織 庶務・その他	教育委員会組織規則、教育委員会職名等規則、教育委員会職員服務規程、教育長に対する事務委任規則、教育委員会会議規則、教育委員会傍聴人規則、教育委員会公告式規則、教育委員会公印規則、教育関係職員表彰規程
学校教育	小・中学校管理規則、小・中学校の通学区域に関する規則、小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則、奨学金貸与規程
社会教育 体育文化	社会教育委員の設置条例施行規則、公民館・図書館・博物館・文化センター・体育館等公の施設の設置管理に関する条例施行規則、スポーツ振興審議会等に関する規則、文化財保護条例施行規則、地方文化財保護審議会規則

### 【参考】新設合併の場合の条例等制定施行の特例

合併市町村の長の職務執行者（以下「市町村長職務執行者」という。）は、必要な事

項について合併市町村の条例等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例等を合併市町村の条例等として当該地域において引き続き施行することができます。(地方自治法施行令(以下「自治令」という)第3条)

また、必要に応じて、市町村長職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することもできます。(地方自治法(以下「自治法」という)第179条)

#### 【市町村長職務執行者】

新設合併の場合は、合併関係市町村が消滅することから、合併関係市町村の長は、合併の日の前日に失職することになります。

このため、臨時的に選任される市町村長職務執行者は、合併関係市町村の長である者又は長であった者のうちから、協議により定めることとなります。

任期については、合併の日から当該新設市町村の長が選挙されるまでの間(合併の日から50日以内:公職選挙法第33条第3項)と定められています。(自治令第1条の2)

なお、合併関係市町村の「長であった者」とは、かつて合併関係市町村の長であった者ではなく、合併市町村の設置のために廃止された合併関係市町村の廃止の際に長であった者のことを指します。例えば、A町を廃止し、その区域とB町の一部をもってC市を設立した場合、A町の町長が「長であった者」であり、B町の町長が「長である者」ということとなります。

#### [専決処分の例]

- ・法律の規定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、空白期間の許されないもの
- ・新市町村の組織及びその運営又は職員等の勤務条件(給与、勤務時間等)等に関するもの
- ・市民の権利・利益を保護し、又は権利を制限し若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
- ・公の施設等の設置・管理に関するもの
- ・合併関係市町村において同様の制度をもつ事務事業に関するもので統合する必要があるもの
- ・合併協議会において協議済みのもの

#### [暫定施行が考えられる場合]

統合が困難なため合併初日から新市町村の全域において実施することができない事務事業については、暫定施行の方法により、合併前のそれぞれの市町村の条例等を引き続き施行することが考えられます。

- ・条例名は類似しているが、合併前の市町村において差異があり、合併時に統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの
- ・合併前のいずれか一方の市町村のみの条例であり、新市町村の全域において適用させるのの政策的判断を要するもの
- ・新たに適用されるものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの

#### [失効が考えられる場合]

- ・合併後に新市町村長の政策的判断等を要するため、原則どおり失効させ、必要に応じて合

併後逐次制定するもの

**Q . 条例・規則・告示等の廃止の手続きは必要？**

Ans . 合併前の市町村の条例等については、合併により自動的に失効するため、廃止条例等の公布、都道府県への報告等は必要ありません。

合併までの期間において準備を終えた条例については、早い時期に議会に諮り、制定・施行することが望まれます。

合併後どのように条例等を運用をするかについては、合併までに十分に協議しておく必要があります。

## 2 教育行政の基本方針等の策定準備

合併後の新市町村において、域内の子どもをどう育てるかなど、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等教育行政の全般にわたり基本的な方針や中長期的な計画を策定することが重要です。なお、スポーツ振興に関する計画については、市町村の教育委員会は、スポーツ振興法の規定により策定する必要があります。

策定に当たっては、合併前の各市町村教育委員会間の協議の場を設けるなど、教育委員会自らが基本方針や努力目標等の策定に向けて準備を進めるとともに、これらの基本的な方針や中長期計画を実行するために必要な事務局の人員整備もあわせて検討しておくことが望まれます。

**【スポーツ振興に関する計画】**

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。（スポーツ振興法第4条）

## 3 使用料等の調整

合併関係市町村間で、社会教育施設の使用料や幼稚園、高校の授業料等が異なっている場合、合併後においては住民間の負担の公平性を確保するとともに住民への不利益が生じないようにするために、合併までに協議・調整を行う必要があります。

使用料等については条例等において定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例等が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。

**【教育関係の使用料・手数料の例】**

幼稚園の入園料、保育料、学校給食費、学校施設使用料、社会教育施設使用料、社会体育施設使用料、社会教育施設等冷暖房使用料、教職員住宅入居料

# 組織について

## 1 教育委員会組織についての検討

小・中学校の設置者である市町村として責任ある教育行政を執行し、教育に対する多様な要望にきめ細かく対応していくためには、教育委員会事務局として十分な体制を整え、特に、指導主事や社会教育主事等の専門的職員や事務職員の配置を拡充させることが必要です。

このため、教育行政の中枢を担う教育委員会事務局の組織については、合併後の人口、面積、学校数、児童生徒数、教職員数、財政規模、合併関係市町村の現在の人員配置、同等規模の他市町村の人員の配置状況や地方交付税措置等を考慮するのみならず、市町村教育委員会としての責務を十分に果たすことができる事務局の人員配置の在り方を検討することが重要です。

なお、事務局の常勤職員の定数は条例で定め、事務局の内部組織については、教育委員会規則で定める必要があります。

### 【職員定数についての規定】

教育委員会の事務局の常勤職員の定数は、条例で定める。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という)第21条第2項)

### 【組織についての規定】

教育委員会の内部組織は、教育委員会規則で定める。(地教行法第18条第2項)

## 2 教育委員、教育長の選任

新設合併の場合、合併前の市町村教育委員会の委員はすべて失職することになります。

合併後の教育委員会の最初の委員については、市町村長職務執行者が合併前の市町村教育委員会の教育委員のうち、合併に伴って失職した教育委員のうちから選任されます。

最初の教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集することになります。議題としては、

- (1) 特別選任された委員のうちから、委員長を選挙により決定すること
- (2) 委員長を除く委員のうちから教育長を互選すること
- (3) 教育委員会規則の制定

などが考えられます。

なお、編入合併の場合は、編入をする合併関係市町村の教育委員の身分に何ら変動はありませんが、編入されることとなる市町村の教育委員は、全員が失職することになります。

**【教育委員会の最初の委員及び最初の教育委員会の招集】**

合併市町村の市町村長職務執行者が、合併関係市町村の教育委員会の委員であった者の中から、臨時に選任するものとされています。この場合、選任の対象となる者の数が、教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員は、合併市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任します。

臨時に選任された委員の任期は、合併市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとされています。

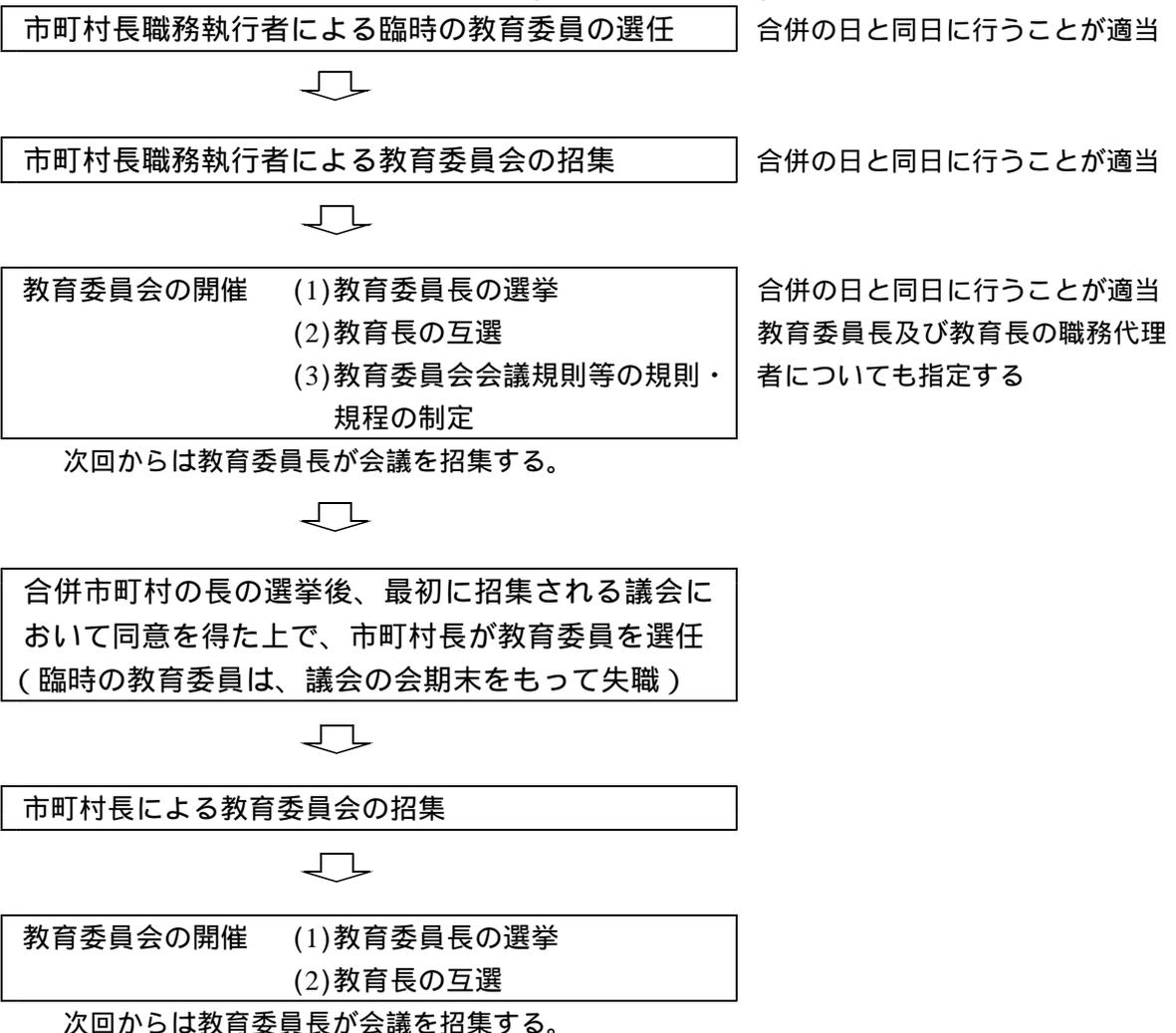
なお、上記委員が選任された後、最初に招集すべき教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集することになります。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(以下「地教行令」という)第18条)

**【教育委員の定数】**

教育委員は5人の定数をもって、組織することになります。ただし、町村教育委員会では、条例の定めるところにより3人の委員をもって組織することができます。

(地教行法第3条)

**【最初の教育委員会開催スケジュール例】(新設合併の場合)**



教育委員の報酬についても、事前の合併協議における調整が必要です。検討に当たっては、現行の教育委員の報酬、他の市町村の例あるいは地方交付税措置における基準財政需要額等を参考にすることが考えられます。

**Q . 合併後最初に行われる教育委員会は、どのようにして開催するのですか？  
また、どのようなことを議題としなければなりませんか？**

Ans . 地教行令第 18 条第 3 項の規定により市町村長職務執行者が会議を招集します。

議題は、まず市町村長職務執行者により選任された委員のうちから委員長を選挙により決定すること、次に委員長を除く委員のうちから教育長を互選することが考えられます。その他、教育行政を行う上で制定しなければならない教育委員会規則等を議題とすることなどが考えられます。

なお、会議の開催時期については、合併の日と同日に開催することが適当です。

**Q . 最初の教育委員には定数や在任期間に関する特例はあるのですか？**

Ans . 市町村議会の議員のような在任期間の特例はなく、自治令第 1 条の 2 の規定による市町村長職務執行者が、合併により委員の職を失った者の中から、合併後の市町村の教育委員を臨時に選任するものとされており、その任期は、合併後、最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとなります。(地教行令第 18 条)

【参考：市町村議会議員の在任期間の特例】

新設合併の場合、在任特例（合併特例法律第 7 条第 1 項）の規定を適用すれば、合併後 2 年を超えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

**Q . 最初の議会の会期終了後に発足する教育委員会の教育委員の任期に特例はあるのですか？**

Ans . 市町村の設置後最初に招集される議会の会期終了後に発足する教育委員の任期については、特別に、

(1) 定数が 5 人の場合：2 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年、1 人は 1 年

(2) 定数が 3 人の場合：1 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年

となります。この場合、各委員の任期は、市町村長が定めることとなります。

以後は、毎年 1 又は 2 人ずつ改任されることとなります。これは、委員の解任により急激に教育委員会の行政方針が変わることを避けるための措置です。(地教行令第 20 条)

### 3 教育委員会の事務の引継

合併関係市町村の教育委員会（関係市町村の教育委員会が無くなった場合には、その委員長であった者）は、当該市町村教育委員会が管理・執行していた事務で、

合併後の市町村に関係するものを、20日以内に新市町村教育委員会に引き継がなければなりません。(地教行令第22条)

**【引継事項】**

合併関係市町村の教育委員会は、書類、帳簿及び財産目録を作成し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれらの事項に対する意見を記載しなければなりません。

(地教行令第22条第2項)

#### 4 指導主事の配置の充実

市町村教育委員会は、設置している小・中学校の管理責任を負っており、以下のような管理に関する事務は市町村教育委員会の重要な業務です。

- (1)物的管理：校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備、
- (2)人的管理：県費負担教職員の服務監督、その他の職員の任免等、研修
- (3)運営管理：児童生徒の取扱い、学校の組織編制、教育課程、生徒指導、教材の取扱い、保健・安全・給食等に関すること

このため、教育委員会事務局には、これらの業務を遂行するために十分な職員を配置することが必要です。特に、学校教育における専門的事項の指導に従事し、学校指導で中心的な役割を果たす指導主事の配置は、教育委員会が本来の機能を果たす上で不可欠であり、合併を契機に、指導主事等の職員の配置を充実させることが望まれます。

**【指導主事の職務】**

指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することとされています。(地教行法第19条第3項)

これは、教育長の指揮監督の下に、教育委員会の指導機能に関する教育長の職務を補助執行することであり、主たる職務として学校の校長、教頭に対して指導助言するだけでなく、教育委員会の権限に属する専門的事項に関連するすべての事務に従事することを意味します。

具体的には、

- ・指導計画の検討改善、教育課程の研究・調査
  - ・教科書の採択、教材の取扱い、教育関係職員の研修計画等について、専門的見地から意見を述べ、判断の資料を提供すること
- を行います。

また、教育委員会として学校に対し命令し、監督する必要がある場合には、指導主事が教育長の職務を補助執行する立場から、命令し、監督することも可能です。

## 5 社会教育主事の配置の充実

社会教育主事は、社会教育に関する指導・助言を行う専門的職員であり、社会教育の振興を図るため、その配置を充実することが必要です。

社会教育主事は、市及び1万人以上の町村には置かなければならないこととされており、市町村合併により人口が1万人以上となる場合には、必ず配置する必要があります。(社会教育法(以下「社教法」という)第9条の2、同法施行令昭和34年改正令附則第2項)

なお、未配置の場合には、都道府県教育委員会が市町村の求めに応じて社会教育主事を派遣するいわゆる派遣社会教育主事制度を活用することもできます。

### 【社会教育主事】

職務内容：社会教育を行う者に、専門的技術的な助言と指導を与えることとされています。(社教法第9条の3)

資格：社会教育主事講習の修了者等有資格者の中から、市町村教育委員会が発令することになります。(社教法第9条の4)

## 6 社会教育委員の委嘱

社会教育委員は、地域の実情に応じた社会教育行政を行うため、社会教育に関する諸計画を立案したり、市町村教育委員会の諮問に対し意見を述べるなどの職務を行うこととされています。この社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することになります。

- ・社会教育委員は、都道府県及び市町村に置くことができるとされています。(社教法第15条)
- ・社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める必要があります。(社教法第18条)

## 7 体育指導委員の委嘱

体育指導委員は、市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言などの職務を行うこととされています。

### 【体育指導委員】

社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、教育委員会が委嘱することになります。

- ・体育指導委員の定数、任期その他必要な事項は、教育委員会規則で定める必要があります。
- ・体育指導委員は非常勤の地方公務員とされています。

(スポーツ振興法第19条)

## 8 文化財保護行政の体制の充実

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものです。このような国民的所産である文化財の適切な保存・活用を図るためには、適切な対応能力を備えた十分な数の専門職員の配置が必要です。

### 【埋蔵文化財専門職員】

配置の目的：文化財保護行政、特に埋蔵文化財業務について、開発事業に伴う事業者との調整を行い、埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を円滑に進めるためには、適切な対応能力を備えた専門職員を配置する必要があります。

職務内容：(1) 史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知

(3) 開発事業との調整及び発掘調査の実施

(4) 発掘調査成果や出土品の公開・活用 等

資格：特に資格はありませんが、埋蔵文化財業務が中心となることから、職務の専門性に鑑み、大学等で考古学を専門に学んだ経歴をもつ者、若しくはこれと同程度の専門知識を有している（相当の発掘調査等の実務経験を有している）と認められるものを採用することが望まれます。

文化庁通知（平成10年9月29日付け、庁保記第75号）

## 9 審議会

教育委員会関係の審議会には、地方文化財保護審議会、スポーツ振興審議会などがあります。市町村においては、必要に応じ、審議会の設置を進める必要があります。

### 【地方文化財保護審議会】

市町村教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議、あるいはこれらの事項に関する市町村教育委員会に対しての建議を行います。なお、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める必要があります。

（文化財保護法第190条）

### 【スポーツ振興審議会】

市町村教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項についての調査審議、あるいはこれらの事項に関する市町村教育委員会に対しての建議を行います。

委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命します。

委員定数、任期、その他必要な事項については、条例で定める必要があります。

（スポーツ振興法第18条）

# 合併に伴う事務手続きについて

## 1 学校の設置者等変更手続

市町村合併により必要となる届出または認可の手続きは、合併前に行うこととなります。

### (1) 小学校、中学校

設置者変更届（学校教育法施行令（以下「学教令」という）第25条）

届出書（合併関係市町村が連署）に、変更前後の目的・名称・位置・変更事由・変更時期を記載した書類を添付する。（学校教育法施行規則（以下「学教則」という）第7条の6）

名称・位置変更届（学教令第25条）

届出書に、変更の事由・時期を記載した書類を添付する。

（学教則第4条の2）

### (2) 幼稚園

設置者変更認可申請書（学校教育法第4条）

認可申請書（合併関係市町村が連署）に、変更前後の目的・名称・位置・園則・経費の見積り及び維持方法・変更事由・変更時期を記載した書類を添付する。

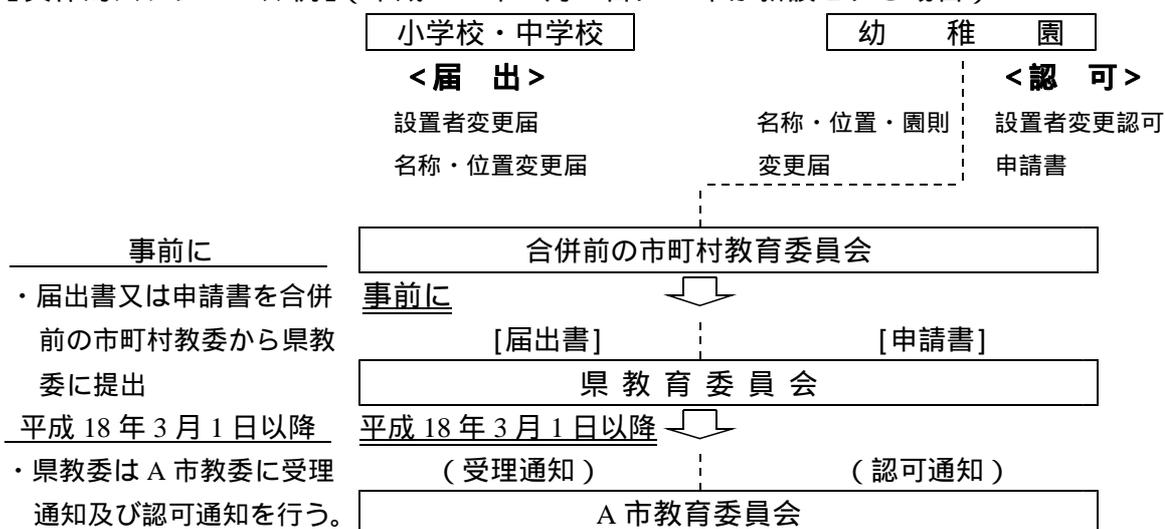
（学教則第7条の6）

名称・位置・園則変更届（学教令第26条）

届出書に、変更の事由・時期を記載した書類を添付する。（学教則第4条の2）

（注）設置者変更届と名称・位置変更届は内容が重複するため、別々の届出文書とする必要はない。

【具体的スケジュール例】（平成18年3月1日にA市が新設される場合）



## 2 へき地級地の調査

合併により市町村教育委員会事務局の場所が変わるなどの場合には、へき地教育振興法に規定されている、へき地級地の指定の見直しが必要になる場合があります。

へき地級地の指定については、6年ごとに算定を行い見直すこととされていますが（直近の級地見直しは平成14年1月に実施済み）、へき地級地指定の算定に係るへき地条件の著しい変更があった場合については、その都度見直すこととされています。

合併に伴って、新たな級地指定を行い県人事委員会規則（へき地手当等の支給に関する規則）を改正することが必要となった場合には、合併の時期に合わせ調査を実施し、級地の確認作業を行う必要があります。

### 【具体的スケジュール例】（平成18年3月1日にA市が新設される場合）

平成18年2月

対象となる市町村教育委員会に対し、県教委が「へき地等学校指定に関する調査表」送付

調査表の配布：県教委 市教委 学校



平成18年3月1日

A市の設置

合併後、速やかにA市教育委員会より調査表を回収

調査表の回収：学校 市教委 県教委



平成18年3月上旬

県教委において調査表の審査及び級地の算定



中旬

新旧対照表の作成及び県人事委員会への改正依頼

県教委 県人事委員会



下旬

へき地手当等の支給に関する規則の改正

（合併期日に遡及し改正：平成18年3月1日適用）

### 【へき地級地の指定】

へき地級地の指定は、6年ごとに、当該学校又は共同調理場について算定された基準点数及び付加点数の合計点数により行います。

ただし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度行うこととされています。（へき地教育振興法施行規則第13条第1項）

### 【へき地手当等の保障措置】

級地の見直しにより、へき地手当の月額が下がることとなる場合は、当該職員が引き続き見直し時のへき地学校又は共同調理場に勤務する間は、見直し前の支給額に相当する額が支給されます。

また、へき地手当に準ずる手当が支給されないこととなる場合は、当該職員が引き

続き見直し時のへき地学校又は共同調理場に勤務する間は、見直し前の給料及び扶養手当の月額合計額を基礎とする手当額が支給されます。

(へき地教育振興法施行規則第13条第2項及び第3項)

### 3 登録博物館及び博物館相当施設に関する手続

市町村合併により、登録博物館又は博物館相当施設に設置者の名称や住所といった登録事項等の変更があった場合、都道府県教育委員会へ届出が必要になります。(博物館法第13条、第15条等、同法施行規則第18条等)

### 4 文化財関係の手続

#### (1) 国指定文化財等の所有者の変更等

##### 【重要文化財】

市町村が重要文化財の所有者の場合

市町村合併に伴い市町村が新設され、重要文化財の所有者が旧市町村から新設市町村に変更された場合には、文化財保護法(以下「法」という。)第32条第1項の規定により「所有者の変更」を文化庁長官に届出する必要があります。

他方、市町村が新設された場合であっても、市町村名が変更にならない場合には、行政事務の簡素化の観点から、同手続を行わなくてもかまいません。ただし、このような場合であっても、市役所等の移転に伴い市町村の所在地が変更となる場合は、法第32条第3項の規定による住所変更の手続が必要となります。

なお、同手続は、「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則(昭和26年文化財保護委員会規則第1号)」(以下「規則」という。)第3条に規定する事項を記載した一覧表等によって行うことで差し支えありません。

(注)規則第3条第2項の「所有権の移転を証明する書類」とは、合併に関する官報告示と解する。

住民が重要文化財の所有者の場合

合併する市町村の住民の場合

住民が重要文化財を所有しているときに、居住する市町村に合併があり、市町村名が変更になった場合には、所有者の住所表示が変更されることとなりますが、これは市町村合併に伴う住所表示の変更であり、法第32条第3項に規定する「所有者が住所を変更したとき」には当たりません。

したがって、同項に規定する「所有者の住所変更の届出」手続は不要です。

合併する市町村以外の住民の場合

住民が重要文化財を所有しているときに、居住する市町村には合併が

ないものの、所有する重要文化財が所在する市町村に合併があり、市町村名が変更になった場合には、重要文化財の所在の場所の住所表示が変更されることとなりますが、これは市町村合併に伴う住所表示の変更であり、法第34条に規定する「所有者が重要文化財の所在の場所を変更しようとするとき」には当たりません。

したがって、同条に規定する「重要文化財の所在の場所の変更の届出」  
 手続は不要です。

【重要文化財以外の国指定文化財等】

重要文化財以外の登録有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録記念物、選定保存技術についても、同様の解釈によります。

(参考)

手続	市町村		住民 (管理団体がある場合は、 管理団体)	
	所有者の変更	所有者の住所の変更	所有者の住所の変更	文化財の所在の場所の変更
重要文化財	要 (第32条第1項)	(注) (第32条第3項)	不要 (第32条第3項)	不要 (第34条)
登録有形文化財	要 (第60条第4項)	(注) (同左)	不要 (同左)	不要 (第62条)
重要無形文化財	-	-	不要 (第73条)	-
重要有形民俗文化財	要 (第80条)	(注) (同左)	不要 (同左)	不要 (同左)
重要無形民俗文化財	-	-	-	-
登録有形民俗文化財	要 (第90条第3項)	(注) (同左)	不要 (同左)	不要 (同左)
史跡名勝天然記念物	要 (第120条)	(注) (同左)	不要 (同左)	不要 (第115条第2項,第120条)
登録記念物	要 (第133条)	(注) (同左)	不要 (同左)	不要 (同左)
選定保存技術	-	-	不要 (第149条)	-

(注)市役所等の移転に伴い、市町村の所在地が変更となる場合のみ「要」。

(2) 文化財保護条例及び市町村指定文化財に係る報告等について

【文化財保護条例の制定又は改廃】

市町村合併に伴い、新市町村において新たに文化財保護条例の制定又は旧条例の一部改正を行った場合には、法第182条第3項の規定により、文化庁長官への報告が必要となります。

なお、同報告では、旧条例について、合併により自動的に失効又は別途廃止の  
手続により廃止した旨を併記するようにしてください。

【市町村指定文化財の指定又は指定の解除】

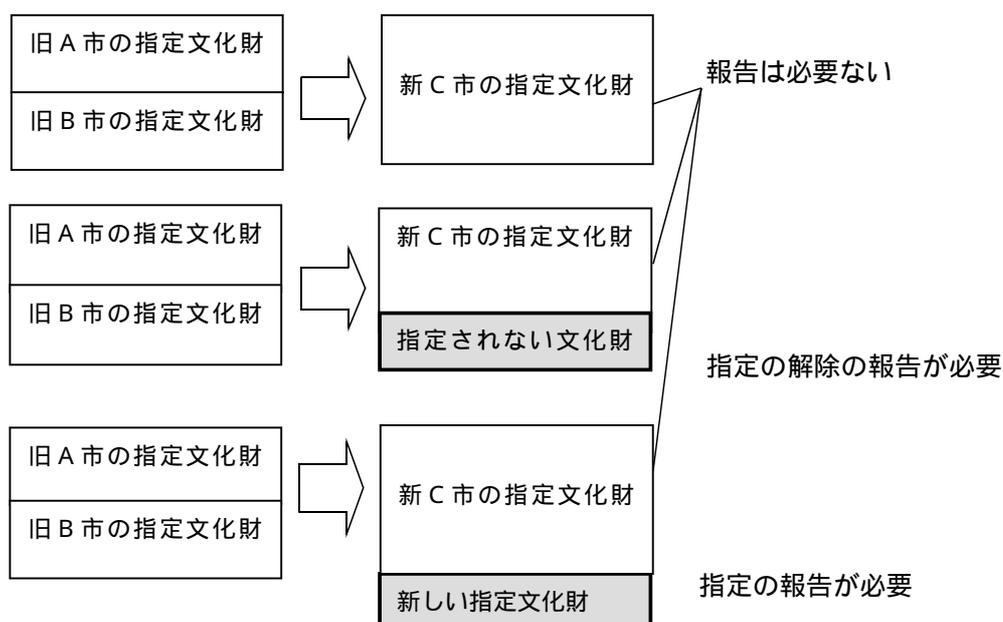
市町村合併に伴い、法第182条第3項の規定により、文化庁長官への報告  
が必要な指定文化財の範囲は次の通りです。

旧市町村が指定していた文化財のすべてを新市町村の指定文化財とする場  
合には、報告が必要なものはありません。

旧市町村が指定していた文化財の一部を新市町村の指定文化財としない場  
合には、新市町村の指定文化財としないものについて、指定の解除の報告が  
必要です。

旧市町村が指定していた文化財以外のものを新市町村の指定文化財とする  
場合には、新たに新市町村の指定文化財とするものについて、指定の報告が  
必要です。

なお、及び の報告を行う場合には、「文化財の保護のための条例の制定  
等の場合の報告に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第12号）」  
の規定によります。



(3) 市町村合併に伴う都道府県指定文化財の所有者の変更等について

市町村合併により、都道府県指定文化財の所有者の変更があった場合等は、都  
道府県教育委員会に届出が必要になります。

( 都道府県の条例の定めるところによる )

(4) 軽微な史跡名勝天然記念物の現状変更について (市になることによって新たに  
発生する事務)

市になることによって、町村では行うことができなかった軽微な史跡名勝天然

記念物の現状変更の許可、取消、停止命令、現状等の報告徴収等を行うことができますようになります。

(文化財保護法第125条、第130条、第131条、第184条、同法施行令第5条第4項)

事務を行うにあたっては、「文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について」(文化庁次長通知平成12年3月10日)及び「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」(文化庁次長通知平成12年4月28日)を参考にしてください。

## その他の検討事項について

### 1 学校の統合

市町村合併に伴い、学校統合が検討される場合があります。

小規模校は、教育組織や施設設備等の充実を図る上で困難が伴うことが多い一方、教職員と児童生徒の人的ふれあい等の面で教育上の利点が考えられます。学校統合にあたっては、これらの点を踏まえつつ、十分に地域住民の理解と協力を得て行う必要があります。

また、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮することが必要です。

### 2 通学区域

通学区域については、通学距離、学校に在籍する児童生徒数等を十分踏まえて検討することが必要です。

合併に伴い、新たな通学区域に再編する場合がありますが、当面はそのままとし、合併後に十分時間をかけて検討する方法を取ることが多いようです。

また、学校の適正配置と併せて検討することが求められますが、行政側の都合のみによる区域設定にならないように、保護者等のニーズ・児童生徒数の将来予測を的確に把握し対応していく必要があります。

#### 【通学区域制度の弾力的運用】

平成9年1月27日付け、文初小第78号文部省初等中等教育局長通知

- ・通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。
- ・就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められるときは、保護者の申立により、これを認めることができる。
- ・通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など様々な機会を通じて、広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるよう、各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ること。

### 3 教科書関係事務

市町村合併に伴い新たに設置された市町村においては、教科書の採択や需要数報告の変更など多岐にわたる対応が必要となります。異なる採択地区に属する市町村同士が合併し、市町村が新設されるようなケースでは特に注意が必要です。

【基本的な考え方】

採択権者は、種目ごとに一種の教科書について採択を行います。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項)

同一採択地区内の市町村の教育委員会は種目ごとに同一の教科書を使用しなければならないとされています。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項)

また、義務教育諸学校で使用する教科書については4年間同一のものを使用することとされていますが、合併により新たに市町村が設置された場合には新たに採択を行い、使用期間は4年の残余期間となります(同法施行令第14条第1項、同法施行規則第6条)

この考え方を前提として、新設の時期により具体的に以下のような対応を行うこととなります。

(1) 採択期限前の合併(例えば7月1日合併の場合)

- ・新市町村で採択(8/31まで) 需要数報告(9/16まで)

必要に応じ、合併予定の市町村が合併前に合同で調査研究を行うなどの方法も考えられます。

(2) 採択終了後の合併(例えば12月1日合併の場合) 4月1日合併の場合を除く

- ・現状の市町村・採択地区を前提に採択(8/31まで) 需要数報告(9/16まで)  
合併後(同時若しくは速やかに)新しい市町村で採択 需要数変更報告

ただし、教科書の供給直前に大量の需要数変更が行われると、完全供給に支障を生じるおそれがあるため、可能な限り合併する市町村間で合併前に事実上の協議を進め、新年度に必要な教科書の種類・需要数を的確に把握し、需要数変更の報告前に都道府県教委を通じ事務的に文部科学省へ報告することが求められます。

(3) 4月1日合併

実際に教科書が給与・使用される4月上旬の時点では新しい市町村が設置されているため、(2)と同様の対応をとることとなります。

ただし、新たな市町村が設置される4月1日から実際の給与がなされるまでに僅かな期間しかないことから、事前に十分な協議を行うことができない等の事情により当該年度に限り従前どおりの教科書を使用することもやむを得ない場合も考えられます。この場合、都道府県教育委員会の指導を踏まえて対応することとなります。

なお、教科書の完全供給に支障が生じないよう、特約供給所や取次供給所等とも適切な連携に努めることが必要です。

また、各学校が作成し取次供給所等に交付する納入指示書については、混乱を生

じないよう、実際に学校で使用することとなる教科書名で納入指示を発するとともに、納入時に誤給与が生じないよう、取次供給所等と十分に連携をとるよう、各学校に指導する必要があります。

#### 4 学校給食

学校給食は、主に学校に付属する単独校調理場方式、複数の学校の給食を調理する共同調理場方式、及び民間委託方式の3つの形態で行われています。

近年、望ましい食習慣を形成するための基礎を培うため、学校給食の役割が益々重要になっています。合併に伴う調理場等の統廃合や実施形態の変更等に当たっても、(1)給食の質の低下を招かないこと、(2)学校給食が学校教育活動の一環として十分機能するようにすること、等に十分配慮しつつ、地域の実情等に応じて検討する必要があります。

なお、学校給食を実施している市町村と実施していない市町村が合併する場合、または、米飯給食を実施している市町村と実施していない市町村が合併する場合、同一市町村内における不公平感が生じることのないように対応していくことも必要です。

#### 5 その他

##### (1) 学齢簿の様式・就学通知・管理、区域外入学の取り扱い

- ・学齢簿は、学齢児童生徒に関する事項、保護者に関する事項、就学に関する事項、区域外就学に関する事項等を記載するものです。

合併に伴い、学齢簿の様式や具体的記載内容、さらには就学予定者の保護者に対する入学通知の手続き等について、検討しておく必要があります。

- ・また、学齢簿の管理をコンピュータにより行っている場合は、コンピュータシステムの統合などが必要となりますので、システムの変更に要する作業期間等を考慮した上での対応が必要となります。
- ・区域外入学については、地理的条件や交通機関などの通学の便、児童生徒の健康や学習の便宜などに配慮し、同一市町村内あるいは他の市町村との区域外就学の在り方についても検討・協議しておく必要があります。

##### (2) 就学指導委員会の設置について

各市町村教育委員会には、障害のある子どもの適切な就学指導を行うための調査審議機関として、条例または規則により就学指導委員会が設置されています。

平成14年9月の学校教育法施行令の一部改正に伴い、「障害のある児童の就学に当たり、市町村の教育委員会は、専門家の意見を聴くこと」が義務づけられていることから、今後も就学指導委員会を設置することが重要です。

就学指導委員会は、その役割上、市町村教育委員会単位で設置することが望ましいので、合併に伴い、これまで設置されていた就学指導委員会を一つにまとめる必要があります。

そのため、障害の種類や程度等に応じて、教育学、医学、心理学等の観点から

総合的に判断するために必要な委員の再構成を行うとともに、就学指導委員会の設置の根拠になる条例や規則の改正を行う必要があります。

(3) 学校への合併に伴い必要となる事務内容の提示

合併に伴い学校においても、設置者の名称が変わることから、関係する所用の手続きが発生します。合併市町村の教育委員会事務局は、学校が行うべき事務手続きのスケジュールを提示するなどして、適切な事務処理が行われるよう努める必要があります。

(4) 各学校への予算措置

各学校の予算は、その積算根拠が学級数であるものや児童生徒数であるものなど、合併前の市町村間で取り扱いが異なる場合があります、予算の配分方法等について検討することが必要です。

(5) 財産貸借契約の変更手続

学校用地等教育財産に借用地がある場合や貸付財産がある場合は、市町村合併により契約当事者が変わることから、貸借契約の新たな締結が必要となります。

(6) 幼稚園の入園年齢、保育時間、通園区域

- ・入園年齢については、3歳児からの入園機会を十分確保する観点に立って、受け入れを進める必要があります。
- ・保育時間や通園区域については、私立幼稚園や保育所の有無や入園・入所状況などの地域の実態を考慮した上で、保護者の要望に応じられるようにすることが望まれます。

なお、合併に伴い管理規則等の検討と共に幼稚園就園奨励費補助の充実を図ることも望まれます。検討に当たっては、合併関係市町村における補助制度の導入状況や入園料、保育料の差異等も勘案しつつ、保護者の負担軽減に配慮する必要があります。

(7) 公民館事業

合併後の新市町村においても、地域住民の学習活動等を支える公民館事業は、それぞれの地域の実情や学習ニーズに応じた事業が展開される必要があります、合併を機に公民館事業のサービスの低下を招かないようにする必要があります。

なお、公民館の設置・運営にあたっては、公民館の健全な発達を図るために定められた「公民館の設置及び運営に関する基準」に基づき、それぞれの公民館の水準の維持・向上に努めていく必要があります。

(8) 体育協会、一部事務組合、学校保健会、郡市中体連などの統廃合

市町村合併により、これまでの郡市の枠組みが変わることから、組織の運営に必要な負担金や実施事業などについて、検討を行う必要があります。

(9) 教育委員会行事、生涯学習講座、スポーツ・文化関係行事

市町村ごとに異なる各諸行事や講座等については、各行事等の必要性を考慮した上で、合併後の存続、統合あるいは廃止についての検討が必要となります。

(10) 表彰制度

市町村ごとに異なる表彰制度については、表彰事項や基準の見直しについて、検討を行う必要があります。

(11) その他

- ・ 旧市町村固有の歴史や伝統文化の保存伝承
- ・ 指定文化財等の新市町村への移行
- ・ 文化施設の効率的活用方策
- ・ 文化遺産の活用策
- ・ 廃校校舎の活用策

## 合併支援措置

国の「市町村合併支援プラン」では、80項目にわたる支援策が掲示されています。これらの支援策は「市町村合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月までに市町村合併の推進について十分な成果が挙げられるよう、都道府県が指定する合併重点支援地域等が対象となっていました。現在平成17年3月末までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併する市町村については、現行合併特例法を適用する旨の経過措置が講じられています。

教育関係の支援策については、市町村合併に伴い、学校等の統廃合が行われた場合に、児童・生徒の教育環境が激変して、著しい不利益をもたらすことのないよう、その維持向上に努めることを中心に、文部科学省においては次のような支援策が実施されています。

### 1 教職員定数に関する激変緩和措置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、1学級の児童生徒数は40人を上限として学級編制を行い、教職員定数は学級数に基づいて算定されることとなっています。

市町村合併に伴い、仮に、1学級の児童生徒数の少ない学校同士の統合が行われる場合には、統合前と比べて、児童数は変わらないのに学級数が減少し、教職員定数が減少するケースがあります。

学校統合の前後で教員定数が半減する極端な例  
全学年20人（6学級）の小学校2校（合計12学級、児童数240人）  
（教員定数 = 9人 × 2校 = 18人）

統合により、  
全学年40人（6学級）の小学校1校（合計6学級、児童数240人）  
（教員定数 = 9人）

市町村合併に起因する学校統合により、教職員定数が減少する場合について、教職員定数の激変緩和措置を講じます。（初等中等教育局財務課）

### 2 遠距離通学への対応

へき地等における義務教育の円滑な実施を図るため、以下の事業に要する経費の一部を補助し、もって教育水準の向上を図っています（へき地児童生徒援助費等補助）。

- (1) 市町村がへき地学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバス・ボート等を購入する事業
- (2) 市町村がへき地学校等の寄宿舍居住費の徴収を免除する事業
- (3) 市町村が高度へき地学校の修学旅行に要する経費を負担する事業

(4) 市町村が学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒に対して通学費を負担する事業

以上のうち(1)のスクールバス・ボート等購入費と(4)の遠距離通学費については、補助対象として、過疎現象に起因する学校統合の他、市町村合併に起因する学校統合を加えます。

(2)の寄宿舍居住費については、市町村合併に起因する学校統合により寄宿舍を設置する場合にも補助対象とします。

(3)の高度へき地修学旅行費については、市町村合併に伴い、高度へき地(3級地～5級地)でなくなった場合に、激変緩和措置を講じます。

(初等中等教育局財務課)

3 公立学校施設整備

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築に要する施設整備費については、1/2の補助率で実施していますが、市町村合併に伴う学校統合についても同様に扱います。

また、学校統合に伴う校舎等の新增築だけでなく、合併地域における公立小・中学校の校舎・屋内運動場の補強・改築事業についても優先的に実施します。

(大臣官房文教施設企画部施設助成課)

4 学校給食施設整備

共同調理場の新築・更新に要する施設整備費については、新築の場合は1/2の補助、更新の場合は1/3の補助を行っています。

また、複数の地方自治体が広域化により、さらに効率化・合理化を図るため、一部事務組合等を設置し、既存の共同調理場を統合して新たな共同調理場を設置する場合には、新築事業として取り扱い、1/2の補助を行っています。

市町村合併に伴い、既存の共同調理場の統合による共同調理場の設置を行う場合についても、一部事務組合等による事業と同様、既存の調理場の更新事業ではなく、新築事業として取り扱うこととします。

(スポーツ・青少年局学校健康教育課)

5 廃校の有効利用

市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づいて、合併協議会が作成する市町村建設計画に掲げられた事業については、現行の「合併特例債」において、起債の対象とされています。

公立学校の統合により廃校となった学校施設について、その有効利用を促進するため、自主的・主体的な町づくりのための生涯学習施設、福祉施設等の公共施設として整備する際に、上記の起債措置等が講じられています。

(大臣官房文教施設企画部施設助成課・初等中等教育局財務課)

また、市町村合併に際しては、地域住民の生涯学習の推進も非常に重要です。

これに関連して、公民館、図書館、博物館といった社会教育施設等の整備充実を図ることは、合併後の地域住民の一体感の形成にも効果があると考えられます。

この点について、総務省においては、各種の財政支援策を講ずることとしており、例えば、次のような財政支援策が用意されています。

1 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後10カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当(95%)し、元利償還金の70%を普通交付税で措置する。

2 新たなまちづくり等への財政措置

新たなまちづくり等の合併後の需要に対して特別交付税措置を講ずる。

3 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置を講ずる。

# スケジュール

## 合併までの期間

### <合併前までにしておくべきこと>

合併期日の前後においては、合併に伴うさまざまな事務が発生します。

合併後の住民生活等に支障が生じることが無いようにするためにも、合併までの準備期間において、新たに生じる事務や問題点等を洗い出し、協議・調整しておく必要があります。

条例・規則等の制定準備

使用料・手数料の調整（条例・規則への規定）

教育行政の基本方針等の策定準備

教育委員会組織についての検討

教育委員会の事務引継書の作成

県教育委員会への合併に伴う手続き

・学校の設置者等変更手続き

## 合併期日

### <合併後直ちに実施すべきこと>

新設合併の場合、合併関係市町村の条例・規則等は、すべて効力を失います。

教育行政を遅滞なく運営するためにも、すみやかに教育委員長や教育長の選任及び条例、規則等の制定施行などを行い、不都合が生じないようにする必要があります。

なお、場合によっては新しい条例等が制定されるまでの間、従来の条例等を暫定的に施行する方法をとるなど、状況に応じた対応が必要です。

条例の制定

教育委員会の開催による教育委員長、教育長の選任、教育委員会規則の制定

県教育委員会への合併に伴う手続き

・文化財関係の所有者の名称又は住所の変更等の手続き

へき地級地調査（関係市町村のみ）

教育委員会のための市町村合併マニュアル（改訂版）

---

平成17年8月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル8階  
電話 03-3201-0575

監修 文部科学省

---